

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 5 月 10 日

申請者 氏名又は名称 谷田土木水道  
 住所 奈良市四條大路15目 23-32  
 代表者氏名 谷田 竜二  
 電話番号 0742-63-1140  
 FAX番号 0742-63-1141  
 メールアドレス

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 20 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 〇 年 〇 月 10 日

届出者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

谷田土木水道  
奈良市四条大路丁目23-32  
谷田 寛二

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	谷田土木水道	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
T=I=T= 谷田 寛 T=I=T= 武村 亜希子	第310058号 第310059号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三一〇〇五八号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

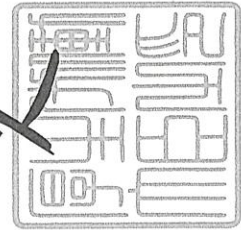
氏名 谷田 愛

平成元年一月二十九日生

水道法(昭和五十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久



第三一〇〇五九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 武村 亜希子

昭和五十二年一月十三日生

水道法(昭和五十二年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

令和三年二月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

